

金沢市障害者高齢者体育館指定管理者募集要項

金沢市障害者高齢者体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 金沢市障害者高齢者体育館
(2) 所 在 地 金沢市駅西本町2丁目3番27号
(3) 供用開始 昭和57年6月
(4) 施設規模 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積：2,456.10 m²（別途駐車場 502 m²）
延床面積：1,824.12 m²

(5) 施設内容

【体育館】

体育館、ボウリング場、機能回復訓練室、多目的室、ホール及び廊下、事務室

【屋外施設】

駐車場 34台分（760 m²）、駐輪場（38.4 m²）

- (6) 開館時間 午前10時～午後9時。ただし、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は午前9時から午後7時までとする。
(7) 休館日 原則として、毎週水曜日（その日が休日である場合は、その日を除く。）、休日の翌日、年末年始。

(8) 入館者数 過去の実績（過去9年間） (単位：人)

年度	体育館	ボウリング場	機能回復訓練室	多目的室	計	備考
H28	26,662	742	4,363	2,747	34,514	
H29	25,477	392	4,581	3,335	33,785	
H30	24,813	310	5,266	3,814	34,203	
R 1	22,976	495	4,458	3,369	31,298	3月から新型コロナによる休館等の影響あり
R 2	14,705	91	1,681	2,019	18,496	
R 3	10,638	7	1,175	1,492	13,312	
R 4	16,774	47	1,972	2,283	21,076	
R 5	17,310	35	1,912	2,620	21,877	5月新型コロナが5類に移行
R 6	16,501	123	1,869	2,559	21,052	

2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 体育館の使用の承認に関すること。
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他体育館の管理上市長が必要であると認める業務。

* 詳細については、別紙「金沢市障害者高齢者体育館指定管理者の業務仕様書」(以下「仕様書」という。) を参照してください。

3. その他指定管理者が行う業務

体育館の使用料の徴収事務（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づく公金受領受託者としての事務）

* 詳細については、仕様書を参照してください。

4. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。)

* 令和 8 年度、9 年度に休館を伴う工事を予定しております。詳細については仕様書を参照してください。

5. 指定管理者の自主事業の取扱い

(1) 自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事業収入は指定管理者の収入とします。

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

※ 詳細については仕様書を参照してください。

【自主事業の想定例】

タオルや T シャツ、グッズ等の販売、自動販売機の設置、インターネットによる情報提供サービス等

(2) 自主事業剰余金

指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として自主事業剰余金を見込んでいる場合において、当該自主事業剰余金を当該施設の管理運営費に充当することを提案する場合には、收支予算書における収入の欄に「自主事業剰余金」として計上してください。

(3) 実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際はあらかじめ金沢市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料又は利用料金の支払いが必要となります。

6. 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、委託料として会計年度ごとに支払います。

7. 施設の使用料

施設の使用料については、全額、金沢市の収入（歳入）となります。

8. 応募資格及び欠格条項

(1) 応募資格

① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。

② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

(2) グループ応募について

① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。

② 構成員の中から、代表団体を定めてください。ただし代表団体の出資割合又は責任割合は50%以上であることが必要です。

③ 構成員の半数以上が金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

④ 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。

⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) 複数応募の禁止

① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

(4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの

② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止期間中であるもの

③ 応募書類提出時点において、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取消しの日から 2 年を経過していないもの

④ 税を滞納しているもの

⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの

⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの

- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

9. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

10. 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和7年8月25日（月）から令和7年10月20日（月）まで
(閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 募集要項、仕様書、各種様式等のダウンロード

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/somuka/gyomuannai/5_1/52_1/29204.html

11. 提出書類

(1) 金沢市障害者高齢者体育館指定管理者指定申出書（様式第1号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）及び共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の3）を添付してください。

(2) 金沢市障害者高齢者体育館指定管理者事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

記入に当たっては、仕様書に添付された標準管理運営費積算表を参考とし、収支予算書に指定予算額と記載がある場合は、標準管理運営費積算表に示す指定予算額を計上してください。

また、支出額合計及び管理運営費提案額は、標準管理運営費積算表に示す支出額合計及び標準管理運営費を上限とし、これを上回る提案は認められません。

(4) 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料を添付してください。

(5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(6) 誓約書（様式第5号）

(7) 申出団体の国税の納税証明書（令和7年8月以降に発行したもの）

(8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）

(9) 申出団体の経営状況に関する書類

申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）

- (10) 職員・従業員等調書（様式第7号）
- (11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）
- (12) 申出団体がISO9001の認証を取得している場合においては、ISO認証取得証明書(写)
- (13) 地域貢献に関する届出（様式第9号）
- (14) 申出団体に災害、その他のボランティア等の活動実績がある場合においては、災害・ボランティア等に関する活動実績確認申請書（様式第10号）又は災害・ボランティア等に関する活動実績証明書（様式第11号）
- (15) その他金沢市が必要があると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(3)及び(13)は共同事業体の名称で提出し、(4)～(12)、(14)及び(15)は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

12. 応募者説明会

(1) 内容

応募方法、応募書類、指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等又はグループは、この説明会に必ず参加していただくことが必要となります。

審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。

参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて2人以内とします。

説明会の当日は、併せて現場説明会も開催します。

(2) 日時

令和7年9月12日（金）午前10時から正午まで

(3) 場所

金沢市障害者高齢者体育館（金沢市駅西本町2丁目3番27号）

(4) 参加申込み

応募者説明会参加申込書（別記様式1）を電子メールで提出して参加してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時までとします。

電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

13. 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和7年9月12日（金）から10月20日（月）まで

※メールの受付：10月20日（月）午後5時まで

※郵送の受付：10月20日（金）の消印有効

※直接持参の受付：閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

金沢市福祉局障害福祉課（金沢市役所第1本庁舎1階）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2289

電子メール : syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

(3) 提出方法

11. 提出書類(1)～(15)に記載する書類を以下の方法で提出してください。

①、②のいずれも必要です。

①(1)～(15)の全ての書類を、書類ごとにPDFファイル形式にして電子メールで提出

※メール1通あたり10MBまでファイル添付が可能です。それ以上のファイルを送信される場合、メールを複数に分割いただくか、提出先までお問い合わせください。
なお、送信されたメールに対して提出先から受信を確認した旨を返信しますので、
その返信がない場合はお問い合わせください。

②(1)～(15)のうち(1)、(6)、(8)、(14)の書類の原本を紙（日本産業規格A4サイズ）
で各1部提出

※ただし、(1)のうちグループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）は除く

14. 質問等

募集要項その他募集に関しては、以下の方法により質問を受け付けます。

質問は、質問書（別記様式2）に記入の上、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、電子メールで回答します。

質問の期限は、令和7年9月22日（月）午後5時までとします。

電子メール : syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

15. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査（書類審査）及び2次審査（面接審査（プレゼンテーション））の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「市民サービスの向上」「地域貢献」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

(3) 2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、令和7年12月22日（月）に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の

場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、1月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

(4) 選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

16. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

17. 留意事項

(1) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に問わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

18. 問合せ先

金沢市福祉局障害福祉課（金沢市役所第1本庁舎1階） 担当：市村、吉田

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2289

電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

募集要項の配布期間	令和7年8月25日から10月20日まで
応募者説明会	令和7年9月12日
質問の提出期限	令和7年9月22日
質問に対する回答	令和7年9月30日頃

応募書類の提出期間	令和7年9月12日～10月20日
1次審査(書類審査)	令和7年11月28日
1次審査結果の通知	令和7年12月上旬
2次審査(面接審査)	令和7年12月22日
2次審査結果(内定)の通知	令和8年1月上旬
指定管理者の指定	令和8年度当初予算を審議する議会の議決後
協定の締結、業務開始	令和8年4月1日